（逓信省認可）　（本紙六面）　明治廿三年六月十八日　（地價金弐銭）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百八十九號
明治廿三年六月十八日　水曜日
書暦庚寅五月二日　（庚午）

日出午前四時二十六分　入午後六時五十八分
出午前四時四十八分　入午後七時四十七分
月齢午後五時五十分　満潮午後六時十分

（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞増料廣告料は左の如し

一枚二銭〇一箇月時金五十銭〇三箇月満金一圓五十銭〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報紙より直接に郵便にて差送スルモノニ限り右定價の外に一箇月十五銭の郵税料を申受く

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行に付	十二銭	十一銭	十銭五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八銭にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

論爭の順序

衆議院の議事は如何の景況なるべきやとは尋常私席の間にも能く聞く所の問題にして或人の考に近來黨派の競爭甚だしき折柄その黨派が一堂に集會して相互に論辯論爭するに當り能く公平の道理を通用せしめて不都合おかる可きやと疑ふ者あれば又一方の説に今度の國會には政權を獨占して議論を好む士族者流が必定議員の多數を占むべきが故に現政府に對するの論鋒は對實なるべきや否やとて掛念する者あり彼の黨派爭論の事に付ては我輩は去る頃（五月五日）の紙上に於て政黨以外の政黨と雖し黨派の爭をして其弊を逞うせしめざるには從來何黨派の肩書なき中立の議員が中間に立て中正を守り自由黨にも偏せず改進黨にも偏せず唯常不當、正不正を吟味して彼れ當を得れば彼れを助け、是正に中れば是れを友とし、一團中立の力能く黨爭を左右するの組織を定むるこそ妙ならんと陳べたりしが今爰に現政府に對するの論鋒如何に就ては我輩は衆議院の議員たる者が議論の通過し難きものと、通過し難きものとを區別し、易きを先にし、難きを後にするの心得あらんことを勸告するものあり願くは日本の代議制度は世界無雙の事情よりして極めて速成したるものなれば内情を解せざる外國人などより之を見れば民間、大に政治の思想を普通して民權の勢力溢れんとするの有樣なるよりして政府は當惑を維持するの能はず止むを得ずして其政權の一部分を圖畧に讓與したるとあらんと想像するもあるべき歟あれども政府の實力は決して傾覆するにあらず又敵心なる政論家の數も固より全國一般と云ふに非ざるが故に政府が民間の議論を壓服せんとすれば甚だ容易なりと雖も其實は政府部内の内情よりして輙に今日あるに至りしことなれば人民は幸に參政の權を得たればとて其勢に乘じて一歳遽ちに千丈の高きに躍らんとするも中々に叶ふ可らず政府は唯政權の一部分を割愛したるのみ固有の實力を棄てたるに非ざれば民間快活の政論も容易に實効を奏す可きにあらず當書生輩の如きに於ては遽かに今日の時勢の變り易き論説變じて現在の有樣を以て永く滿足すべしと云ふにあらず代議政體は名實ともに代議政體たらんことを希望する者なれども其みを實行するや自ら先後の順序あかる可らず我輩が前に議論の通過し難きものと通過し易きものとを區別するが如きも能く其實効を奏しは即ち此意に外あらずして今試に想像を描けば議員が議場に出づると早々先づ大體上より國會の基礎を完全あらしめんとして第一問題に憲法論を呈出し法理に問ひ學説に訴へて飽まで之を論爭するが如きあらんには我輩は其折合の圓滑ならずして百害悪の生ずるを先見するものの如し元來國會の權力なるものは法文の如何によりて定まるよりも寧ろ實力の如何に由るものにして英國の國會法の如きは殆んど不文に屬すれども猶ほ能く其實効を奏し歴史に徴するも明白ある次第にして英國の實力を以て法文に重きを置くものは地利を先にするが如く實力を主とするものは人和を尊一とするが如く實力に人和なければ地利も用を爲さず實に先ちて法文を論するの無用あるも亦明に見るべし世間に議論する憲法第六十七條の如きも（其解釋は何れにもせよ）全く衆議院に議權なきにあらず唯政府の同意を要するのみなるが故に事項により評議せんと欲するもののあらば宜しく政府の同意を求むべし政府若し之に同意するを欲せずして飽まで法文を牾にせんとするときは假令へ此條を修正するを得るも政府は又能く不認可權を利用するを得べし一條又一條殆んど際限あるも可らずして要は實力の如何を顧みるのみ蓋し法文の働きは狭く實力の働きは廣ければなり然るを今の政論者が國會出席の勢に乗じ坂敢へて法文を云々して國會の基礎を完全ならしめんと欲するに於ては爰に直ちに雛滋を釀して恰も平地に波瀾を起すの觀あるべし波瀾を起すは猶ほ可なり之が爲めに業を抛ち種々に工風を凝らし刻苦勉勵するよと一年餘即ち明治十六年六月に至り始めて通常醫用験温器を製するに至りたるに依り之を携へて大坂に至り白井松之助を訪ひ前年の代理某に面會して昔日の約束を履行したる事を示したれば某は大に驚嘆して深く其精巧なるを賞し直に白井氏と特約を結び向ふ一年間に製出するものは悉皆販賣せしむる事と爲したり右の如くして漸く通常の験温器を製する事を得たれば更に隴を得て蜀を望むの念を生じ頻りに醫點製の験温器を工風せん事を企て焦心苦慮數回の試験を經て明治十七年十一月に至り漸く之を製するを得たれば復た大坂に赴きて各醫科器械師に示し非常の賞賛を得たりしが其後益を丹精を凝して其改良を工風し須臾も情るみなかりしかば遂に本邦中未だ曾て作るみと能はざりし正確精巧なる験温器を製するに至り去る明治二十年十一月自ら製するに至りたる明治二十年十一月自ら製するに至りたる所のもの五個を大日本私立衛生會へ寄送して其審査を乞ひたりしに審査委員大澤謙二氏は定規験温器に比較するに甲乙丙（大形醫點験温器）観共に御點正實なり丁號（小形醫點験温器）は水銀の昇降緩慢なれども凡そ十五分時間を經過するときは正確の點を指示す成績ハ其事故ヲ詳記シ評出到候マヲニ其届出ヘシ若シ右到限ヲ過キテ届出ル際又ハ無届ニテ遅参不参スル時ハ裁判官ニ於テ罰二五銭以上十圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ

〇日本郵船會社命令書改正　逓信大臣より同社へ左の如く通せり（逓信省）

日本郵船會社

本月六日附請願ヲ聞届十八年九月廿九日交付セル命令書第八條第二項第三項左ノ通改正ス

明治廿三年六月十六日　逓信大臣伯爵後藤象二郎

神戸下ノ關長崎間　山元山津浦鹽斯徳間　（毎年一月ヲ除キ）毎月一回

冬期浦鹽斯徳結氷中ハ敦海ヲ元山津ニ止ム

神戸下ノ關長崎五島對間　馬鈴山仁川芝罘天津　毎月一回

冬期天津結氷中ハ敦海ヲ仁川ニ止ム

〇外國米輸入額　大藏省關税局ニ於テ調査セル前一週間（自六月八日至同月十四日）外國米三港輸入額ハ左ノ如シ（大藏省）

横濱	八三、八四五	俵	
神戸	五八、六五四	長崎	三、六二〇 俵
		合計	一四六、一一九

雜報

〇醫用験温器の出品者柏木幸助氏　從來本邦の製作社會の人には理化學等の思想乏しきより極めて單簡ある工藝品にても學術的の能力を要するものには未だ製造すると能はざるものあり則ち驛療に必用なる験温器の如きも其一にて内國には其精巧正確なるものを製し得る者のあき事は曾人の知る所なるが山口縣下周防國三田尻町の柏木幸助氏は元來製劑を以て營業と爲す人なりしが去る明治十五年二月大坂なる醫療器械商白井松之助の代理某が右の柏木氏を訪ひ偶然にも話の序に醫用験温器は醫療器械中需用多くして損じ易きものなるが近來本邦人の醫療器械を製するもの少なからざれども未だ験温器を製造する者のあらざるは頗る遺憾ありとの事を談話したりければ氏は精神一到何事か成らざらんやとて忽ち某に約するに他日を期して必ず此験温器を製する事を以てしたり爾來精慮惰たらず數多の理化學の書を閲讀するも曾單に學説のみにして要も實際に適するものなく同年四月に至り一の硝子鉢蓋を鋳て繊に試験を行ひたるに稍得る所ありて聊か前途の方針も附きたる事なれば悦ふと一方ならず全く家事を抛ち種々に工風を凝らし刻苦勉勵するみと一年餘即ち明治十六年六月に至り始めて通常醫用験温器を製するみとを得たるに依り之を携へて大坂に至り白井松之助を訪ひ前年の代理某に面會して昔日の約束を履行したる事を示したれば某は大に驚嘆して深く其精巧なるを賞し直に白井氏と特約を結び向ふ一年間に製出するものは悉皆販賣せしむる事と爲したり右の如くして漸く通常の験温器を製する事を得たれば更に隴を得て蜀を望むの念を生じ頻りに醫點製の験温器を工風せん事を企て焦心苦慮數回の試験を經て明治十七年十一月に至り漸く之を製するを得たれば復た大坂に赴きて各醫科器械師に示し非常の賞賛を得たりしが其後益を丹精を凝して其改良を工風し須臾も情るみなかりしかば遂に本邦中未だ曾て作るみと能はざりし正確精巧なる験温器を製するに至り去る明治二十年十一月自ら製するに至りたる明治二十年十一月自ら製するに至りたる所のもの五個を大日本私立衛生會へ寄送して其審査を乞ひたりしに審査委員大澤謙二氏は定規験温器に比較するに甲乙丙（大形醫點験温器）観共に御點正實なり丁號（小形醫點験温器）は水銀の昇降緩慢なれども凡そ十五分時間を經過するときは正確の點を指示す成績（通常醫用乾濕計）も醫用の乾濕計なりと云ふ

〇青森縣の政黨　政黨の競爭甚だしく從ひて黨派の競爭も近づくに從ひ益す劇しく其の撰擧人員及び

第一區（東津軽上北）
第二區（南津軽北津軽）
第三區（中津軽西津軽）

以上の各撰擧區に於て公然區内に在ては未だ爲し居ると云ふ卓樹氏は工藤氏らぬ盛力を有し不折合の有樣にて縣會所にして縣會にも自稱候補者たる樹氏は既に噴騒と成を得たりと雖も單獨の運動なかるべしと云ふ

〇大儲スペンサー氏の肖像　スペンサー氏は近頃動もすれば病魔の爲めに老耄を云はれ其畢生の事業なる著述の年既に七十歳なす氏は純正科學は學理の進歩を主とするも農學は學理の進歩と實地の經驗とを兼ねざれば農學と云ふ能はざるもの如く農學に屬する事柄は歐洲學者の實地に於てやと實驗したるものなれば其説の如きは歐洲學者の實地に於てやと實驗したるものなれば其説の如きは歐洲學者の實地に於てやと實驗したるものなれば其説

官報

法律

明治十年第五號布告廢示ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿三年六月十六日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第四十二號

明治十年第五號布告ヘ明治廿四年一月一日ヨリ之レヲ廢止ス

法律第四十二號理由書（明治十年一月十七日）

凡ソ強物所ノ呼出ヲ受ケル者疾病等ノ事故アリテ期参又ハ不参スル時